

原規規発第 1509147 号
平成 27 年 9 月 14 日

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈において引用している民間規格の訂正について（通知）

原子力規制委員会
N R A - C c - 1 5 - 0 0 6

原子力規制委員会は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」〈第 I 編 軽水炉規格〉における継手区分 D の構造に関する規定について、日本機械学会より平成 27 年 4 月 27 日付けで正誤表が発行（平成 27 年 8 月 12 日訂正）された件について、原子力事業者に対して別添を通知することとする。

(別添)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈において引用している民間規格の訂正について

平成 27 年 9 月
原子力規制委員会

1. 経緯

原子力規制委員会は、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成 25 年 6 月 19 日付け原規技発第 1306194 号。以下「技術基準規則解釈」という。)において引用している民間規格の誤りを学協会が訂正した場合、原子力規制委員会において要求内容の変更の有無を確認し、要求内容の変更を伴う訂正であるときは、その訂正について評価し、必要な場合には技術基準規則解釈の改正を行うこととしている。

平成 27 年 4 月 27 日、技術基準規則解釈で引用している日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」<第 I 編 軽水炉規格>について、正誤表が発行され、原子力規制委員会がこれらの正誤表を確認したところ、要求内容の変更を伴う訂正があったことから、当該訂正について技術評価を行い、技術評価書(案)を策定するとともに、技術基準規則解釈の一部改正を実施するべく、平成 27 年 8 月 27 日から 9 月 25 日までパブリックコメントを実施しているところ。

2. 日本機械学会による訂正内容

要求内容の変更を伴う訂正のうち、非安全側の誤りと考えられる日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」<第 I 編 軽水炉規格>における継手区分 D の構造に関する規定(技術評価書(案) 2.2.1 における規定番号(参考 1 参照))について、 t_{min} を算出する際に用いる t_w を t_e に訂正するもの。

誤記のとおりに設計を進めた場合、部分溶接の深さの計算に部分溶接の深さの値が必要になり、それ以上設計を進めることができなくなるため、誤った設計が行われる可能性は極めて低いと考えられるが、念のため当該規格を用いている可能性がある事業者に対して、当該規格の正誤表について周知を行うこととしたもの。

(参考 1) 非安全側の誤りと考えられる規定番号

- ・ 図 PVC-4212-3 クラス 2 容器 継手区分 D の構造(9/9)
- ・ 図 PVD-4112-3 クラス 3 容器 継手区分 D の構造(9/9)
- ・ 図 PVE-4214-1 クラス MC 容器 継手区分 D の構造(8/8)
- ・ 図 PPC-4010-4 クラス 2 配管 継手区分 D の構造(6/6)
- ・ 図 PPD-4000-4 クラス 3 配管 継手区分 D の構造(9/9) (2005 年版のみ)
- ・ 図 PPD-4010-4 クラス 3 配管 継手区分 D の構造(9/9) (2012 年版のみ)
- ・ 図 PPH-4000-4 クラス 4 配管 継手区分 D の構造(9/9) (2005 年版のみ)
- ・ 図 PPH-4010-4 クラス 4 配管 継手区分 D の構造(9/9) (2012 年版のみ)

(参考2) 関係URL

- パブリックコメント

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198271006&Mode=0>

- 技術評価書 (案)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000132048>

※上記の誤記の規格を使用し、対応が不明な場合は原子力規制庁までお問い合わせください。

原規規発第 1509147 号
平成 27 年 9 月 14 日

別記宛て（各通）

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈において引用している民間規格の訂正について（通知）

日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」＜第 I 編 軽水炉規格＞における継手区分 D の構造に関する規定について、日本機械学会より平成 27 年 4 月 27 日付けで正誤表が発行（平成 27 年 8 月 12 日訂正）された件について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-Cc-15-006）のとおり、原子力事業者に対して通知することといたしました。つきましては、貴事業者に対して、別紙の内容についてお知らせいたします。

別記

北海道電力株式会社 代表取締役社長 真弓 明彦

東北電力株式会社 取締役社長 原田 宏哉

東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬 直己

中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 勝野 哲

北陸電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 金井 豊

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠

中国電力株式会社 取締役社長 苅田 知英

四国電力株式会社 取締役社長 佐伯 勇人

九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明

日本原子力発電株式会社 取締役社長 村松 衛

電源開発株式会社 取締役社長 北村 雅良

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄

日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 工藤 健二

国立大学法人京都大学 学長 山極 壽一

株式会社東芝 代表執行役社長 室町 正志

学校法人近畿大学 理事長 清水 由洋

国立大学法人東京大学 学長 五神 真

株式会社日立製作所 執行役社長 東原 敏昭

学校法人立教学院 理事長 神谷 昭男

リサイクル燃料貯蔵株式会社 取締役社長 峯 雅夫

原燃輸送株式会社 代表取締役社長 吉澤 厚文

学校法人五島育英会 理事長 安達 功

公益財団法人核物質管理センター 理事長 村上 憲治

原子燃料工業株式会社 代表取締役社長 田窪 昭寛

日本核燃料開発株式会社 代表取締役社長 成瀬 克彦

ニュークリア・デベロップメント株式会社 取締役社長 白鳥 義夫

三菱原子燃料株式会社 代表取締役社長 遠山 眞

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 代表取締役社長 梅原 肇